

○四万十町広報広告掲載の取扱いに関する要綱

平成19年11月30日告示第74号

四万十町広報広告掲載の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四万十町広報に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報 四万十町広報をいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の提示するものをいう。

(広告の掲載場所)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 広告の位置 表紙、裏表紙を除く各紙面の一部とする。
- (2) 枠数 4枠

(規制業種又は業者)

第4条 次に掲げる業種又は業者の広告は、広報に掲載しない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種その他これに類するもの
- (3) 高知県青少年保護育成条例（昭和52年高知県条例第32号）で規制される業種その他これに類するもの
- (4) 武器等の製造及び販売に係るもの
- (5) たばこ製品に係るもの
- (6) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (7) 貸金業、投資業又は商品先物取引業に係るもの
- (8) 法律の定めがない医療類似行為を行う施設
- (9) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種又は業者
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの

(12) 町税等の滞納があるもの

2 広告を掲載しようとする業者並びにその使用人等が、贈賄及び業務上の過失等による容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたときは、町長は、12月以内の期間において、その業者の広告を広報に掲載しないことができる。

3 第1項の規定による規制の対象となった業者による第1項の業種以外の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることができる。

(広告の範囲)

第5条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 政治性又は宗教性のあるもの

(2) 社会問題についての主義・主張

(3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(5) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

(7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(8) 法令または条例等に反するもの

(9) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、原則としてA4版白黒1ページの4分の1の範囲とする。

(広告の禁止表現)

第7条 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 読者に誤解を与えたりするおそれがあるもの

(2) 読者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3) 読者が町に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(4) その他広告の表現として適当でないと町が認めるもの

(広告の制限事項)

第8条 広告の制限事項は、原則として次に掲げるものとし、いずれかの制限に反する場合は、その広告は掲載しない。

2 町長は、広告の表現及び配色等で、読者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。

(広告の掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

(広告掲載の募集方法)

第10条 広告は、原則とし広報により公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 第1項の規定により公募する場合は、広告主となり得る者等に対し、公募について案内することができる。

(広告掲載の申込み)

第11条 広告の掲載を希望する者は、様式第1号により広告案の原稿を添えて、町長が指定する期間内に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第12条 町長は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条から第8条の規定に基づき審査し、次の各号の順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位ของときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定、同月数のときは、抽選により決定する。ただし、抽選に先立って申込者と調整を行うことができる。

(1) 次のア及びイに掲げるもの

ア 町内産業の育成、地場製品の販売促進、観光振興その他の町内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの

イ 私企業のうち、公共性が高く、かつ、町内に事業所等を有するもの

(2) 前号のイの規定に該当しない私企業又は自営業で、町内に事業所等を有するもの

(3) その他のもの

2 前項の規定による抽選実行者は、町長とし、抽選方法はくじ引きとする。

3 町長は、前各項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、様式第2号により当該申込者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿を第4条から第8条の規定に基づき作成し、原則として承諾書を提出する日までに、町が指定した場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条から第8条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第14条 広告の掲載料は、次のとおりとする（消費税及び地方消費税を含む。）。ただし、1枠当たりの金額とする。

	町内に事業所等を有するもの	左記以外のもの	割引
1か月	15,000円	30,000円	0%
6か月	85,500円	171,000円	5%
12か月	162,000円	324,000円	10%

- 2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、原則として広告掲載開始日から起算して10日前の日までに、納入通知書により一括前納するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第14条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 第15条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 第4条から第8条の規定に反すると判断したとき。

- 2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して1週間以内に理由を付してその旨を通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合、広告の取り消した日の属する月の翌々月以降の月にかかる広告掲載料を返還する。

- 4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取り下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により申し出なければならない。

- 3 町長は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合、広告の取り下げを受理した日の

属する月の翌々月以降の月にかかる広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった月数に応じて、第15条第1項の規定により定めた広告掲載料に基づき、月割り計算により算出した金額を広告主に返還する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第18条 広告主は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、町長にあらかじめ協議するものとし、第14条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第14条第3項の規定に準ずるものとする。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年12月1日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

様式第2号(第12条関係)